

4 施策の方向性

目標 1 健康づくり（介護予防）

健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します

【現状と課題】

本区では、若年層を中心とした転入による人口増加が続いているため、高齢化率は14%台と、国や都と比べて低いものの、高齢者人口は着実に増加しつづけます。令和7（2025）年には団塊の世代が全員75歳以上（後期高齢者）となり、本区でも後期高齢者数の増加に比例して要介護・要支援認定者数が増加することが見込まれます。さらに、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることも見据えると、心身ともに健康な期間をできるだけ長く維持していくための健康づくり（介護予防）施策の推進と、介護サービスを必要としない自立した社会生活を維持していくための支援が必要です。

そのためには、元気なうちから身近な場所で主体的に健康づくりに取り組める環境のさらなる整備や、地域の団体など多様な主体による健康づくり（介護予防）の機会を広げていくことが重要です。

また、令和4（2022）年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によると介護が必要になった主な原因は、認知症、脳血管疾患、骨折・転倒が上位を占めており、これらを未然に防ぐことや生活習慣病等の疾病の発症・重症化を予防することが、介護予防につながります。このため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進め、医療・健診・介護の横断的なデータを活用した新たな健康支援の取組を行うなど、高齢者一人一人の健康状態に合わせた対応を進めていく必要があります。

加えて、健康寿命の延伸のためには、高齢者の社会参加の促進や就労支援の強化などに取り組むなど、高齢者のこれまでの経験や能力を活かし、地域の中で活躍できる場や機会の充実を図り、生きがいづくりを支援することが重要です。人生100年の時代、仕事、学び、趣味、地域活動など、それぞれのライフステージに合った社会参加の機会が増えるよう積極的な取組が求められています。

【施策の方向性】

(1) 健康づくり（介護予防）の総合的な推進

- 高齢者がいつまでも健康であり続けられるよう、健康づくりのきっかけを作り、継続をサポートすることで健康寿命の延伸につなげていきます。
- 健康状態に合わせて自由にプログラムを組み合わせ、いつでもどこでも気軽に継続した健康づくりが行える「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」は、地域の身近な場所において区民ボランティアを中心とした普及を図ります。また、専門機関と連携した効果検証などを行うほか、新たな生活様式や個人のライフスタイルに応じた健康づくりを支援するツールとして周知を図っていきます。
- 健康づくりガイドブック（「お役立ちガイドブック」）をさらに活用するために必要に応じて改訂するほか、いきいき館等での健康づくり講座などを通して、健康づくり（介護予防）の普及・啓発を推進していきます。
- 筋力向上に有効なマシンを使ったトレーニングなどを行う「さわやか健康教室」や「さわやか体操リーダー」による教室、膝や腰への負担が少なく泳げない方でも楽しめる「水中エクササイズ教室」を開催します。教室参加後も総合スポーツセンター等のスポーツ施設の利用につなげるなど、運動の継続を支援していきます。また、性別を問わず参加しやすい雰囲気づくりを心掛けます。
- 地域の担い手として、区が主催する教室や高齢者クラブ等で体操を指導する「さわやか体操リーダー」や、「高齢者通いの場」などへ出張して自宅でも気軽に取り組める体操を普及する「元気応援サポーター」などの区民ボランティアを積極的に育成・活用し、住民同士が主体的に行う継続的な健康づくりを支援していきます。
- 高齢者が楽しみながら健康づくりを続けられるよう、健康ポイントなど健康事業への参加の動機付けにつながる仕組みを検討していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	中央粋なまちトレーニングの普及 (介護予防・日常生活支援総合事業)	身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング(略称:粋トレ)」を区民ボランティアを中心に普及するとともに、自宅などで継続して行えるようにさまざまな媒体等を活用していきます。
②	健康づくりの普及・啓発 (介護予防・日常生活支援総合事業)	体力づくりに取り組める区内の施設や事業等を紹介した健康づくりガイドブック(「お役立ちガイドブック」)を活用して、自主的な健康づくりの普及・啓発を図っています。
③	各種健康づくり教室・講座等の実施	筋力アップなどの運動の効果が実感できるプログラムを組み入れた「さわやか健康教室」や、1回完結型で楽しみながら自然と健康づくりにつながる「ゆうゆう講座」、いきいき館での健康づくり講座、小学校温水プールを利用した教室等を実施しています。
④	「さわやか体操リーダー」および「元気応援サポーター」の育成・支援	高齢者が地域の身近なところで健康づくりに取り組むことができるよう、区民ボランティアを育成し、活動の支援を行っています。

(2) 社会参加と生きがいつくりの推進

- 高齢者のこれまでの経験やスキルをいかして社会的に活躍できるさまざまな場や機会を提供するとともに、スポーツ、文化、生涯学習、地域活動など高齢者が主体的に活動できる環境づくりを推進していきます。
- 「退職後の生き方塾」では、退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。
- 「元気高齢者人材バンク」では、中高年齢者が知識や技能をいかして地域活動や社会貢献が行えるよう、活動の場や機会の拡充を支援していくとともに、地域のニーズとのマッチングを積極的に行っていきます。
- いきいき館では、地域における多様な活動の拠点としてさまざまな講座やイベントを実施するとともに、利用者の得意分野をいかして講座の講師として起用するなど、利用者が主体的に活動できるよう支援していきます。また、新規利用者拡大のほか、来館が途絶えている利用者に対する安否確認を兼ねた利用促進を行っています。
- 高齢者クラブ、シニアセンター、区民カレッジなどについて一人一人の意欲や状況に応じた活動の場として周知を図っていくとともに、地域の多様な主体と連携した新たな社会活動の推進を支援していきます。
- 各いきいき館やシニアセンターにおいてスマートフォン教室等を開催し、高齢者のデジタルデバインド（情報格差）の解消を図っていきます。
- さまざまな機会を活用し、シルバー人材センター、無料職業紹介所シルバーワーク中央の積極的な周知啓発を図っていきます。
- シルバー人材センターでは個別相談等に応じたきめ細かな就労支援を行い、無料職業紹介所シルバーワーク中央と連携して会員の拡大に努めるとともに、就業専門員を中心とした就業開拓を推進していきます。
- 無料職業紹介所シルバーワーク中央では、独自求人の開拓や情報提供に努め、本格的な就労を希望する高齢者と希望職種とのマッチングを行っています。
- 高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催による高年齢者合同就職面接会を実施しているほか、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図っています。

【主な事業】

	事業	内容
①	「退職後の生き方塾」の開催および活動支援	退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない中高年齢者に対し、退職後の生き方のヒントや、地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者が地域でのサークル活動や地域貢献活動などができるよう支援しています。
②	「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援	知識や技能を持った人材を登録し、その活動を必要とする団体等とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会やPR活動を行い、活躍の場を広げていきます。
③	いきいき館の運営	人との交流や趣味活動を通じて生きがいをもち、安心して暮らせるように、ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型イベントの開催、動画の配信などを積極的に行っていきます。また、地域の関係機関等と連携し、広く事業を周知して利用者の拡大を図り、高齢者の社会的孤立の防止、利用者への見守り活動を行っています。
④	高齢者クラブの活動支援	地域の高齢者の自主的組織である高齢者クラブの運営に対する助成等の支援を行っています。
⑤	シニアセンターの活用	区内在住・在勤でおおむね50歳以上の個人・団体を対象として、社会参加に関する情報や機会および場所の提供、生きがい活動リーダー（生きがい活動支援室）による活動を通じ、中高年齢者の主体的な社会参加活動を支援しています。
⑥	【新】高齢者向けスマートフォン教室等の実施	パソコンやスマートフォンの使い方を学ぶ教室や、操作の疑問点を解消する相談会を各いきいき館やシニアセンター等において実施します。
⑦	区民カレッジの開催	区民に学習の機会を提供するとともに、学習の成果を地域活動にいかしていけるよう支援しています。
⑧	晴海地域交流センター「はるみらい」の運営	地域のあらゆる世代が集い、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点として、事業の展開を図ります。
⑨	シルバー人材センター	区からの受託事業のほか、民間事業所、一般家庭からの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えています。
⑩	無料職業紹介所シルバーワーク中央	求職者への丁寧な面談を行うとともに、新しいチャレンジにつながる再就職セミナーを実施し、本格的な就労を希望する高齢者に対して働く場の提供やきっかけづくりを行っています。
⑪	高年齢者合同就職面接会	高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催による高年齢者合同就職面接会を実施しています。
⑫	高齢者雇用企業奨励金	高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図っています。

(3) 保健事業と介護予防の一体的実施

- 高齢者は心身や認知機能の低下、複数の慢性疾患や閉じこもりによる社会とのつながりの喪失といった多面的な健康課題を抱えており、個々の特性に応じたきめ細やかなフレイル対策が必要となります。このため、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保健事業と介護保険制度の地域支援及び介護予防事業において、年齢や事業間による切れ目のない、一体的な健康支援の取組を実施していきます。
- 健康診査や「フレイル予防健診の質問票」などを用いて、高齢者が定期的に健康状態を把握できる機会を提供します。
- 健康診査の結果や医療・介護データなどから高齢者の健康課題の分析とフレイルや生活習慣病のリスクが高い方の抽出を行い、保健師等の個別訪問などによる健康状態の把握や保健指導を行うとともに、健康づくりや介護予防等の各種サービスの利用につなげます。
- 「高齢者通いの場」など、高齢者が集まる場で保健師等による生活機能改善に向けた指導や健康相談及び健康状態の把握を行うなど、フレイルを予防し、高齢者の心身のさまざまな課題に対応していきます。
- 若年期から生活習慣に関する正しい知識を普及することや、国民健康保険の被保険者へ医療データなどの分析をもとに保健師等が生活習慣改善に向けた指導を行うことで、生活習慣病の発生と重症化を予防し、主体的な健康管理を支援していきます。
- フレイルや生活機能の低下がみられる高齢者が「はつらつ健康教室」修了後や、保健師等による個別訪問後に、地域の方々と交流しながら自主的な運動が継続できるように「高齢者通いの場」への参加を促すなど、医療や介護に頼らない心身の健康状態を維持するための取組を行っていきます。
- 「高齢者通いの場」の拡大・継続のための地域体制を構築し、「高齢者通いの場」における介護予防・フレイル予防の促進を図るため、介護予防・フレイル予防推進員を配置し、各「高齢者通いの場」の介護予防に資する活動支援および、フレイル予防等の観点を踏まえたプログラムの普及を行っていきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	各種健康診査等	高齢者が自身の健康状態や生活機能の状態を把握するとともに、予防および早期発見を目的とした特定健診、高齢者健診、がん検診、フレイル予防健診、成人歯科健診、高齢者歯科健診などを実施しています。
②	生活習慣病予防	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。さらに、気軽に運動（ウォーキング）が行えるよう、ウォーキングマップへの新たなコースの追加、アプリ化を検討します。また、国民健康保険の被保険者へは、区が保有するレセプト（診療報酬明細書）データなどの分析をもとに、健康課題の明確化や、生活習慣病重症化予防のため保健師等が生活習慣改善に向けた支援を実施しています。
③	「フレイル予防健診の質問票」、「基本チェックリスト」等による高齢者のフレイル予防や健康づくり支援 （介護予防・日常生活支援総合事業）	健診時のフレイル予防チェックに使用している「フレイル予防健診の質問票」や「基本チェックリスト」等により、一人一人に合った健康づくりプログラムや、生活機能が低下した高齢者に対し、生活機能改善や認知症予防に向け、自宅でもできる簡単な体操指導や栄養改善、口腔ケアなどのミニ講習を行う「はつらつ健康教室」への参加を勧奨し、フレイル予防につながる健康づくりを支援しています。
④	高齢者通いの場支援事業 （介護予防・日常生活支援総合事業）	高齢者の交流の場となる「高齢者通いの場」への参加を促し、社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。
⑤	補聴器購入費用助成等事業	聴力の低下が認知機能の低下につながる恐れがあることから、ヒアリングフレイルの予防についての普及啓発や早期発見等に取り組み、必要な方に補聴器の購入費の助成等を行います。
⑥	【新】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	KDB（国保データベース）システム等により、医療・健診・介護データから高齢者の健康課題の分析と栄養・口腔・身体的フレイルおよび生活習慣病重症化のリスクが高い方や健康状態が不明な方などの抽出を行い、保健師等が個別訪問などによる健康状態の把握や保健指導を行うほか、健康づくり・介護予防のサービスにつなげるなど、一人一人の特性に合わせた健康支援の取組を行います。また、「高齢者通いの場」等、高齢者が集まる場においても、保健師等による健康講座や相談に加えて、高齢者の質問票等を用いた健康状態の把握を行い、介護予防（フレイル予防）や生活習慣病予防に取り組むとともに必要な方には健康づくり・介護予防のサービスへつなげていきます。

目標２ 生活支援

互いに支え合う地域づくりを推進します

【現状と課題】

区の調査では、住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で本区が力を入れていくべきものとして、「家族の介護負担を軽減するための施策の充実」及び「ひとり暮らし高齢者への支援」が40%を超えています。これらのニーズに対応するためには行政や専門職によるサービスだけでなく、地域住民、NPO、民間企業など多様な主体が参画した支え合いの地域づくりが求められます。加えて、新たな地域の担い手を確保・拡充するために、これまで高齢者支援や地域活動に関わりがなかった地域住民が自らの意志で活動に参加できるような仕組みをつくっていくとともに、社会貢献活動への関心が高い民間企業等への働きかけにより、様々な主体の力を活かした地域活動をより一層促進していくことが必要です。

ボランティアや民間企業をはじめとした地域による見守り体制の強化を図るとともに、生活の困りごとを住民同士で支え合う生活支援サービスを充実させ、住民同士ができるだけ早く高齢者が抱える課題に気づき、それを行政や関係機関につなぐ仕組みづくりを進めるなど、地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制を構築していくことが求められています。一人暮らし高齢者が多い本区では、高齢者が社会的に孤立するリスクが高いことから、誰もが身近な場所で気軽に参加でき、つながりを持てる「高齢者通いの場」や「生活支援コーディネーター」による高齢者の居場所づくりなどの拡充を引き続き行っていくことが重要です。

また、高齢者の身近な相談窓口として専門職種の相談員を配置したおとしより相談センターを区内各所に設置していますが、人口増加に対応するため令和6（2024）年4月に晴海地区にも新たに晴海おとしより相談センター（仮称）を整備し、区内の身近な地域ごとのおとしより相談センターを中心とした相談支援体制を構築しています。さらに8050問題やダブルケアなど複合的で地域では解決が困難な課題などに対応できるよう、相談支援に関する多機関が協働する重層的な支援体制を構築し、包括的な相談支援体制の充実を図る取組を進めています。

加えて、災害時に自力で避難したり生活したりすることが困難な高齢者に適時適切な支援を実施するためには、日頃から地域での見守りや関わりをもつことが必要です。地域住民や関係機関が連携し、災害発生時に迅速な安否確認や避難支援を行えるよう体制を整備していくことも重要です。

【施策の方向性】

(1) 包括的な相談機能等の充実

- おとしより相談センター（地域包括支援センター）を中心とした総合支援体制を推進し、高齢者がいつでも身近な場所で気軽に相談でき、適切なサポートを受けられる環境づくりを推進していきます。
- おとしより相談センターについては、適切な運営を図るための体制を推進することにより質の向上に努め、地域に密着した相談支援窓口としての役割を促進していきます。
- 区民の相談を身近な地域で包括的に受け止める場を整備するとともに、区の関係部署や各相談支援、社会福祉協議会等との連携・協働により、適切な支援につないでいきます。
- 高齢者に関係のある事業についてまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や介護保険制度や区の独自のサービス等に関する手びき（「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」）等を配布し、高齢者やその家族に必要な情報をわかりやすく提供していきます。
- 今後ニーズが高まると見込まれる老い支度や終活に関し支援を行います。

【主な事業】

	事業	内容
①	おとしより相談センターを中心とした総合相談支援	社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）・保健師・認知症地域支援推進員などのおとしより相談センター職員が、高齢者のさまざまな相談を受け、適切な支援につなげていきます。また、在宅療養支援として、退院後の自宅での療養生活を円滑に始められるよう、医療機関などと連携して支援します。
②	おとしより相談センターの適切な運営・評価	おとしより相談センターの事業内容・活動内容について年度ごとの目標を設定するとともに、目標に対する到達度合等の評価を運営協議会の場で行い、PDCAサイクルにより効果的な運営を図ることにより、センターの質の向上、課題改善等につなげます。
③	包括的相談支援体制の構築	福祉総合相談窓口（仮称）（令和6（2024）年4月開設）において、複雑化・複合化した課題等を抱えた方の相談を包括的に受け止めるとともに、アウトリーチによる支援を行いながら、継続的に支援していきます。あわせて、相談支援包括化推進員の配置により、相談支援機関間の連携を強化するとともに、重層的支援会議や支援会議を活用し、単独の相談支援機関では対応が困難な複合的な課題を抱える区民およびその区民が属する世帯への支援を行います。
④	高齢者サービスの普及・啓発	高齢者に関係のある事業についてまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や、介護が必要となったときに適切なサービスや支援を選択できるよう介護保険制度等をまとめた「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」を配布するとともに、地域の町会・自治会、区民活動グループ等を対象に出前講座を実施し、普及・啓発を行っています。
⑤	【新】 老い支度・終活に関する相談・支援	これまでの人生を振り返るとともに、考えを整理するために「私のエンディングノート」を配布するほか、終活に関する講座を開催します。 また、老い支度の相談に応じ、財産管理等の支援を行います。

(2) 安心・見守り体制の拡充

- 一人暮らしや認知症などの高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会をはじめとする地域の人材や関係機関との連携による見守り体制の強化に努め、地域全体で高齢者の見守り活動（地域見守りネットワーク）を実施していきます。
- 協定締結事業者による見守り活動については、業種や事業者数の拡大を図り、企業活動の中で行う見守り活動の輪を広げていきます。また、連絡会の開催などを通じて見守り活動の質の向上を図っていきます。
- 高齢者を見守る事業やサービスの普及・啓発を図るほか、高齢者の変化に早期に気づくなど、必要な方に見守りの目が行き届き、安心・安全な生活を続けることができるよう、さまざまな方法でよりきめ細かい支援を行っていきます。
- 「見守りキーホルダー」や「見守りアイロンラベル」など認知症の方を見守る事業やサービスを継続して行うほか、徘徊等により行方不明になった時に地域のボランティア等が早期に対応できる体制を進めていきます。
- ごみや資源を集積所まで運び出すことが困難な高齢者を対象に、職員が訪問して収集する「ごみ・資源のふれあい収集」により、日常生活を支援するとともに見守りを推進していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	民生・児童委員による「ひとり暮らし高齢者等調査」	民生・児童委員が一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象とする「ひとり暮らし高齢者等調査」により、高齢者の状況を把握するとともに調査票を活用し、街中での声かけや電話・メール等による見守り活動を実施しています。気になる高齢者がいた場合には、おとしより相談センターと連携して適切な支援へつないでいます。
②	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）が見守りを要する高齢者への戸別訪問による安否確認や声かけなどの取組について、支援を行っています。
③	協定締結事業者による見守り活動	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。
④	一人暮らし高齢者等の安心・安全を支援する事業	24 時間 365 日体制で健康に関する相談に対応し、緊急時には自宅を訪問して救助活動を行う「緊急通報システム」をはじめ、「食事サービス」や「救急医療情報キット」の配布、「友愛電話訪問」などを通じて高齢者が安心・安全な生活を続けるための見守りや孤独感の解消に向けた支援などを行っています。
⑤	認知症高齢者の見守りサービス	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりPASS（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。
⑥	行方不明高齢者検索ネットワーク	「ちゅうおう安全・安心メール」に登録した協力者に認知症等で行方不明となった方の情報を配信する行方不明高齢者検索ネットワークを実施しています。
⑦	ごみ・資源のふれあい収集	障害のある方や 65 歳以上の高齢者などの世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否の確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集（回収）を行っています。
⑧	いきいき館の運営【再掲】	人との交流や趣味活動を通じて生きがいをもち、安心して暮らせるように、ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型イベントの開催、動画の配信などを積極的に行っています。また、地域の関係機関等と連携し、広く事業を周知して利用者の拡大を図り、高齢者の社会的孤立の防止、利用者への見守り活動を行っています。

(3) 地域で支え合う仕組みづくり

- 地域住民や企業、NPO、ボランティア団体などによるネットワークを形成しながら、住民同士による支え合いの地域づくりを目指していきます。
- 高齢者が日常生活を送るうえで支援が必要な時に、多様な担い手による生活支援サービスの充実を図るとともに、困りごとや悩みなどを気軽に相談し助け合うことのできる環境づくりに努めていきます。
- 地域の関係機関等と連携しながら地域の中の担い手を発掘し、高齢者が誰でも気軽に立ち寄れる住民主体の「高齢者通いの場」等の立ち上げや運営に対する支援の充実を図り、高齢者の孤立防止・生きがいづくりにつなげていきます。
- 「生活支援コーディネーター」を配置し、地域におけるさまざまなニーズの把握を行い、地域の担い手や関係機関へのつなぎ役として、地域で支え合い、課題解決に取り組む体制づくりを推進していきます。
- 区全体の「地域支えあいづくり協議体」、日常生活圏域ごとの「支えあいのまちづくり協議体」により、区民や関係機関、既存の地域資源とのネットワークを強化し、地域の課題解決につなげていきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	高齢者通いの場支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)【再掲】	高齢者の交流の場となる「高齢者通いの場」への参加を促し、社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防(フレイル予防)に資する活動を支援しています。
②	虹のサービス (区民同士のたすけあい家事サポート)	高齢や障害、出産などにより、日常的な家事にお困りの方(利用会員)を、地域の方(協力会員)がお手伝いする、たすけあい活動を行っています。
③	入退院時サポート	中央区社会福祉協議会「虹のサービス」の協力会員が、一人暮らし高齢者等に対して、病院への入院時から退院後1週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをしています。(虹のサービス会員登録が必要。)必要としている方が支援を受けられるようサービスを幅広く周知します。
④	暮らしの困りごとサポート	日常生活での専門的な技術を要しない困りごとについて、シルバー人材センターの会員が出張してサポートを行っています。必要としている方が支援を受けられるようサービスを幅広く周知します。
⑤	生活支援コーディネーターによる取組の充実 (住民参加による支え合いの体制づくり)	「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進しています。
⑥	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用 (住民参加による支え合いの体制づくり)	「生活支援コーディネーター」や関係機関等が定期的に情報共有および連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。また、転入等により新しい地域で暮らす高齢者が地域とつながるきっかけづくりなど協議体で出された課題の解決に向けて取り組んでいます。

(4) 避難行動要支援者対策の推進

- 防災イベントなどさまざまな機会を利用し、家具類転倒防止器具取付サービスについて周知を図り、利用促進に努めていきます。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）の支援について、防災区民組織や民生・児童委員、マンション管理組合などの地域の方や関係機関と連携した支援体制の整備を進めていきます。
- 災害対策基本法に基づき地域の支援者に提供している「災害時地域たすけあい名簿」を、既存の組織だけでなく提供先を拡充するとともに、名簿を利用した安否確認や避難支援の体制づくりを進めるため、その活用方法について防災区民組織などを通じて広く地域に周知していきます。
- 災害時に通常の避難所での生活が困難な方が避難生活を送る福祉避難所について感染症対策も踏まえた必要な物品を備蓄するとともに、関係機関との連携体制をより一層強化し、円滑な避難や避難所運営に取り組んでいきます。
- 災害時地域たすけあい名簿に登録されている方の災害時における避難支援をより確実に実施するため、令和3（2021）年5月に災害対策基本法の改正に伴い努力義務化された「個別避難計画」の作成を進めます。

【主な事業】

	事業	内容
①	家具類転倒防止器具の設置	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。防災拠点の安否確認訓練や災害時地域たすけあい名簿の更新確認などの機会をとらえ、PRに努めます。
②	「災害時地域たすけあい名簿」の配布	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登録し、災害に備えて、本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、自助・共助・公助の取組を推進しています。
③	避難行動要支援者支援体制の整備	「災害時地域たすけあい名簿」などを活用し、支援体制の整備に向けた取組を防災区民組織など地域とともに進めています。
④	福祉避難所の整備	災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための物品の備蓄の充実や、円滑な避難所運営に向けた関係機関との連携体制強化を図っています。
⑤	介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備	介護事業者向けに備蓄等の災害対策および感染症対策にかかる研修を実施するとともに、区と介護サービス事業者連絡協議会との間で締結している「要介護高齢者の安否確認等に関する協定」の実効性を高めるため、災害発生を想定した実践的な訓練を実施するなど、より一層の支援体制整備に取り組んでいきます。
⑥	【新】「個別避難計画」の作成	災害時地域たすけあい名簿に登録されている方の災害時における避難支援をより確実に実施するため、「個別避難計画」の作成を進めます。

目標3 認知症ケア

認知症の人もそうでない人も、希望を持って暮らせる認知症にやさしい社会をつくります

【現状と課題】

本区の令和5（2023）年3月現在の要介護・要支援認定者 5,528 人のうち、見守りまたは介護が必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は 3,284 人と約 60%に上ります。今後の後期高齢者、特に介護ニーズの高まる 85 歳以上人口の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題です。

令和5（2023）年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現に向けて、国、地方公共団体、サービス事業者、国民等がそれぞれの責務のもとで、認知症施策を総合的かつ計画的に進めることとされています。

区の調査では、認知症への関心は高いものの認知症に関する相談窓口の認知度は低く、気軽に相談できる認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援のさらなる周知が必要です。要介護・要支援認定者のうち、成年後見制度について「全く知らなかった」「あまり知らない」と回答したのは 55.3%であり、引き続き普及・啓発を推進していく必要があります。介護サービス事業者を対象とした調査では今後の認知症の人の支援に必要なこととして「認知症の人を支援するサービスや施設等の社会資源がより増えること」、「認知症の人の家族支援が充実していくこと」、「認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れが示されること」が上位に挙げられ、認知症の人のニーズや状態に沿った適切な認知症ケアや本人・家族の一体的な支援、社会資源の拡充なども課題となっています。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するため、「中央区成年後見制度利用促進計画」を本計画に包含し、成年後見制度の適切な利用を促進することを含む権利擁護支援に係る施策を推進していく必要があります。

(1) 認知症に関する普及・啓発の推進

- 認知症について備え、早期支援が効果的に行われるよう、認知症の進行にあわせた具体的なケア方法、認知症の状態に応じた介護サービスおよび相談窓口などをまとめた「認知症ケアパス」について、情報を適宜更新するとともに各種講座や相談窓口で配布するなど普及に取り組んでいきます。
- 認知症関連のパンフレット等を更新・拡充し機会を捉えて配布するとともに、おとしより相談センターや区の専門職員が地域に出向いて講座を行う際に活用します。あわせて区民や在勤者の認知症に対する理解を深めていくため、認知症サポーター養成講座の受講者拡大により、より一層の普及・啓発に取り組んでいきます。
- 若年性認知症の方が、若年性認知症総合支援センターや若年性認知症コールセンター等による相談支援機関で、必要な支援が受けられるよう普及・啓発に取り組んでいきます。
- 認知症の方へのアンケートや認知症カフェでの交流等を通じて、本人の話を聞きとり周囲に発信することにより、認知症の方本人の意思を尊重して支援ができるよう取り組んでいきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用	認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、「私のページ」では、今後の介護の希望などの気持ちの整理ができるほか、かかりつけ医等の関連機関の情報を得ることができます。高齢者向け講座や相談窓口等で配布・活用しています。
②	認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等	認知症啓発パンフレット「知って安心 認知症」、「認知症かな？と思ったら・・・」や東京都若年性認知症総合支援センターのご案内を相談窓口等で活用するとともに、専門職員による出前講座などを行っています。
③	「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の周知・啓発	認知症の方本人や家族が認知症に早期に気づき、おとしより相談センターへの相談や医療機関の受診につながるよう、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を「知って安心 認知症」等パンフレット及びホームページなどに掲載し、周知しています。
④	認知症サポーター養成講座の開催	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会・児童館などで幅広い年代を対象に、住民講座、オンラインを含むさまざまな方法で開催し、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大しています。 子どものうちから認知症に関する理解を進めるため、子どもを対象とした認知症サポーター養成講座を開催方法等を工夫して実施します。
⑤	認知症の方本人の発信支援	認知症カフェの運営を支援するとともに、認知症の方本人の話を聞くことにより、理解してほしいこと・サポートしてほしいことなどを周囲の人に発信できるよう支援していきます。

(2) 認知症の相談・支援体制の充実

- 各おとしより相談センターに配置している「認知症地域支援推進員」を中心に、医療機関や地域の認知症サポーターなどと連携した総合的な相談・支援体制を推進していきます。
- 高齢者の相談窓口やおとしより相談センターが実施する講座等で、認知症サポート電話等の相談窓口を記載した認知症普及啓発パンフレットの周知を図り、認知症の方およびその家族等が気軽に相談できるようにしていきます。
- 認知症が疑われるが受診になかなか結びつかない高齢者に対し、「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の初期の段階から適切な医療や介護サービスを利用できるよう、一人一人の状態に応じたきめ細かな支援につなげていきます。
- 認知症の発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し、生活習慣病を予防することで認知症予防につなげます。

【主な事業】

	事業	内容
①	認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援	認知症相談のための専用電話を設置し、認知症の方やその家族等周囲の方の悩みや不安について、専門職員による相談を受けています。また、身近な相談窓口としておとしより相談センターが相談を受け、必要な情報の提供とサービスにつないでいます。さらに、認知症の方を支える周囲の相談支援も行っています。
②	「認知症初期集中支援チーム」による支援	認知症の早期診断・早期対応により、在宅で生活する原則40歳以上の区民で認知症が疑われる方または認知症の方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症にかかる専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職員によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問、観察・評価し、家族への支援を含めた初期の包括的支援を行っています。
③	「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症の方や家族等への相談支援	各おとしより相談センターの「認知症地域支援推進員」は、区の「認知症支援コーディネーター」と連携し、本人や家族、地域の方からの相談窓口となり、必要に応じて家庭訪問等を行い、適切な医療・介護サービスにつなげています。
④	認知症疾患医療センターとの連携	認知症の専門医療相談や診断へのつながりをスムーズに行うため、地域連携型認知症疾患医療センターの聖路加国際病院および地域拠点型認知症疾患医療センターの順天堂大学医学部附属順天堂医院との連携を図っています。
⑤	認知症高齢者の見守りサービス【再掲】	外出先で突然倒れたり、徘徊等により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイコンラベル」および「おかえりPASS（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。
⑥	高齢者通いの場支援事業 （介護予防・日常生活支援総合事業） 【再掲】	高齢者の交流の場となる「高齢者の通いの場」への参加を促し、社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。
⑦	生活習慣病予防 【再掲】	生活習慣病の知識はもとより、認知症の発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。さらに、気軽に運動（ウォーキング）が行えるよう、ウォーキングマップへの新たなコースの追加、アプリ化を検討します。また、国民健康保険の被保険者へは、区が保有するレセプト（診療報酬明細書）データなどの分析をもとに、健康課題の明確化や、生活習慣病重症化予防のため保健師等が生活習慣改善に向けた支援を推進しています。

(3) 認知症にやさしい地域づくりの推進

- 認知症サポーター養成講座についてはオンラインを含むさまざまな方法で開催し、若年層も含めた認知症サポーターを養成していくとともに、受講企業等に認知症サポーターの証である認知症サポーターステッカーを配布し、掲示してもらう等、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 区民のキャラバン・メイトを養成し、おとしより相談センターの支援のもと、認知症サポーター養成講座の講師として活動の場を広げていくことにより、認知症サポーターの育成を推進していきます。
- 認知症サポーターや専門相談員、地域のさまざまな担い手とともに、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流できる認知症カフェ（気軽に相談や情報発信ができる場）を支援し、認知症の方本人の発信の場をつくります。
- 行方不明高齢者検索ネットワークや地域見守り活動団体、協定締結事業者による地域の見守り活動を強化し、地域全体で認知症の方やその家族を支える体制の整備を推進していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会・児童館などで幅広い年代を対象に、住民講座、オンラインを含むさまざまな方法で開催し、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大しています。 子どものうちから認知症に関する理解を進めるため、子どもを対象とした認知症サポーター養成講座を開催方法等を工夫して実施します。
②	認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援	専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流できる認知症カフェ（気軽に相談できる場）の支援を図るとともに、認知症の方本人からの発信の機会を作っていきます。
③	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動【再掲】	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）が見守りを要する高齢者への戸別訪問による安否確認や声かけなどの取組について支援を行っています。
④	協定締結事業者による見守り活動【再掲】	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。
⑤	認知症支援における地域ケア会議の活用	認知症高齢者が地域で住み続けられるよう、必要に応じて、おとしより相談センターが地域ケア会議を開催し、地域におけるサポート体制を強化しています。
⑥	行方不明高齢者検索ネットワーク【再掲】	「ちゅうおう安全・安心メール」に登録した協力者に認知症等で行方不明となった方の情報を配信する、行方不明高齢者検索ネットワークを実施しています。

(4) 地域生活を支える権利擁護支援の充実

- ホームページ等の活用により、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、利用促進を図ります。成年後見制度を含めた権利擁護支援について一体的な普及啓発のあり方について検討していきます。
- 成年後見制度の利用が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関等と連携し、地域連携ネットワークづくりを推進します。
- 社会貢献型後見人等の養成研修やフォローアップ研修を実施するとともに、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動機会の充実を図ります。
- 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施します。
- 町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルの未然防止を図っていきます。
- 高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待防止と適切な支援・連携が行われる体制の整備を推進していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	権利擁護支援の普及・啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット、区内のイベント等において、成年後見制度の基本的な仕組みや申立費用・報酬助成制度の周知をしています。成年後見制度と権利擁護支援の一体的な普及・啓発のあり方について検討をしていきます。
②	成年後見制度の利用支援	誰もが成年後見制度を安心して利用できるようにするため、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、地域関係者と連携した相談体制の強化、支援方針の検討等への司法・福祉専門職の参加などを行っていきます。複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援していくために、相談支援体制の強化を図っていきます。
③	社会貢献型後見人等の養成および活動機会の充実	地域における担い手を確保するため、社会貢献型後見人等の養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動機会の充実を図るため、受任要件を見直すとともに、専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見の実施機会の充実に向けて検討を行います。
④	区長申立ての実施	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施しています。
⑤	地域連携ネットワークづくりの推進	本人および後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなるチームを相談機関、専門職員、行政等が一体的に連携・協力して支援するため、地域連携ネットワークを構築します。区および成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、中核機関として、専門職員による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの構築および地域における連携・対応強化の継続的な推進を行います。
⑥	高齢者虐待相談	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。また、ホームページ、パンフレット等による普及・啓発を通じて、幅広く区民、事業者等への理解を促進します。

目標4 医療

介護が必要になっても、自分らしく生活できる在宅療養支援を推進します

【現状と課題】

地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年を目途として医療機能の分化・連携や地域包括ケアシステムが推進されてきました。今後は、令和22（2040）年を見据え、医療・介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加に対応した新たな医療・介護サービスの提供体制を構築していく必要があります。医療・介護を提供するさまざまな主体の連携によって、必要なときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられるよう、医療と介護の連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくことが重要です。

区の調査では、「認知症になっても住み慣れた家で暮らし続けたい」と回答した要介護・要支援認定者は51.9%に上り、在宅生活継続のニーズは高くなっています。自分らしく最期まで、安心して生活を送るために、本人や家族をはじめ広く区民に在宅療養が必要になったときの医療や介護サービスの適切な選択や在宅療養について普及・啓発を進めるとともに、関係機関が利用者の視点に立ち、医療・介護の連携を進めていくことが重要です。また、意思決定能力が低下する場合に備えて、本人を主体に家族や親しい人、医療・介護従事者などと一緒に、あらかじめ本人の希望や価値観に沿った生活や医療・ケアについて話し合い共有する「ACP（人生会議）」を「全く知らなかった」という回答が75.0%であり、意思決定支援についても普及・啓発を強化していく必要があります。

一方、医療と介護の連携状況について、介護サービス事業所のうち「十分連携している」、「ある程度連携している」と回答したのは88.3%であったのに対し、医療機関のうち「連携は行っていない」と回答したのは35.8%と差が見られることから、地域における医療・介護関係者の多職種連携を強化する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療・介護サービスの提供や連携に大きな影響が及んだことも踏まえ、ICTの活用なども検討しながら、より緊密な医療・介護の連携に向け感染症拡大時や災害時における継続的なサービス提供体制の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 安全・安心な医療の確保

- 健康状態や生活機能の低下のサインを早期に発見できるよう、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密な連携のもと、「かかりつけ医MAP」等の配布などにより、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及・定着を促進していきます。
- 医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで行うことができる医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めていきます。
- 休日応急診療所などの緊急時の医療体制を引き続き確保していきます。また、在宅療養者本人およびその介護者の緊急時に対応できるよう、在宅療養支援病床や緊急ショートステイの医療ニーズのある方への対応による切れ目のない支援体制を維持します。
- 特別養護老人ホームへの看護職員の雇用費の助成などにより、高度な医療を必要とする高齢者の受入れを促進していきます。
- 災害時の応急救護体制に備えるため、応急救護連携会議のもとで、医療救護活動拠点や災害薬事センターとの連携を明らかにし、医療救護活動および医薬品の確保など応急救護体制を一層促進していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	「かかりつけ医MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布	医療相談窓口を設置するとともに、「かかりつけ医MAP」「かかりつけ歯科医マップ」等の配布などを通じて区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図っています。
②	地域医療体制整備のための医師会等との連携	病床の機能分化などの状況を勘案し、今後の訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導などの在宅医療ニーズに関して医師会等と連携を強化し、地域医療体制の整備に向けた協議を行っています。
③	休日等診療	区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日等における急病患者に対する診療（内科・歯科等）および調剤サービスを提供するとともに、入院施設を確保し、休日応急救護所からの転送にも対応しています。
④	在宅療養支援病床の確保	在宅療養をしている要介護高齢者などの病状が急変し、かかりつけ医が入院を要すると診断した場合、入院して適切な治療が受けられるよう、区内および隣接区の病院3カ所に緊急一時入院のための病床を確保しています。
⑤	緊急ショートステイサービスの提供	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できる緊急ショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応しています。
⑥	特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成	区内の特別養護老人ホームの運営事業者に対し、看護職員を雇用する経費を助成し、看護職員の配置を促進することにより、経管栄養などの医療処置を必要とする入所希望者の受入れを促進しています。
⑦	災害時の応急救護体制の整備	災害発災時には、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と連携し、迅速な対応ができるよう初動体制を構築します。 医療救護活動拠点や災害薬事センターとの連携を図るため、応急救護連携会議を開催し医療救護活動および医薬品の確保などの応急救護体制を一層促進していきます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備などについて協議を行い、医療的ケアを必要とする在宅要介護高齢者やその家族の在宅生活を支援するための体制整備を強化していきます。
- 医療機関や介護事業者を対象とした日常の療養支援、看取り、認知症の対応力強化など在宅療養にかかる課題について研修会の開催や「在宅療養支援の手引」、ICTの活用を促進するとともに、医療・介護の連携強化と在宅療養についての技能や知識の普及・啓発を図っていきます。
- 在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場を設けることにより、安心して在宅療養を継続できる医療と介護の連携を進めていきます。
- 医療・介護サービス資源を分かりやすく整理し、区ホームページやパンフレットなどを通じて広く区民に対する情報提供を行っていきます。
- 医療・介護サービスの関係機関の連携および情報共有を支援するため、おとしより相談センターの相談窓口機能の強化を図っていきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	在宅療養支援協議会の開催	学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等により構成される「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備について協議を行っています。
②	医療・介護サービス従事者の多職種連携	医療ニーズの高い要介護高齢者の支援のポイントなどを示した「在宅療養支援の手引」を活用するとともに、ICTを利用した多職種連携体制の構築を支援し、医療と介護関係者の連携を進めていきます。
③	「医療と介護の関係者の交流の場」の開催	医師、看護師、ケアマネジャーなどの専門職員を対象としたグループワーク研修を区やおとしより相談センターが中心となって開催し、多職種のチームで在宅療養生活を支えるための課題や支援策について意見交換を行う場を提供しています。
④	医療・介護サービス資源の把握および情報提供	在宅療養支援診療所の届出を行っている医療機関をはじめ、訪問看護ステーションなど、在宅療養の関係機関の情報（所在地、連絡先など）をリスト化してホームページなどで情報提供しています。

(3) 在宅療養支援の普及・啓発

- 一人一人が、在宅での療養が必要となったときの、在宅医療や介護サービスの適切な選択方法や人生の最終段階の過ごし方を考え、家族や医療・ケアチームと話し合い共有していくACP（人生会議）、看取りなどをテーマとしたシンポジウムや講演会を開催し、在宅療養の普及、啓発に取り組んでいきます。
- リーフレットの活用などにより、本人や家族等に本人が望む医療やケアについて前もって考えることの大切さを伝えるとともに、ケアマネジャー連絡会・研修会を通じて、ACP（人生会議）の重要性について普及・啓発に取り組んでいきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催	区民を対象としたシンポジウム、講演会の開催や区民向けリーフレットを作成・配布し、在宅療養や在宅での看取り、ACP（人生会議）などに関する普及・啓発を図っています。
②	在宅療養支援訪問看護事業	在宅療養生活の中核を担う訪問看護サービスの利用を促進するため、導入を迷っている利用者や家族が体験的に利用できる、お試しサービスを提供することにより利用を後押ししています。
③	訪問歯科・薬剤管理サービスの普及・啓発	在宅要介護者などが自宅で必要な歯科診療や専門的口腔ケアを受けられる訪問歯科診療や、薬剤師が訪問して服薬指導や支援を行う訪問薬剤管理指導などの在宅医療サービスについて、歯科医師会や薬剤師会と連携し、普及・啓発を図っています。

目標5 介護

介護サービスの質の向上と人材の確保を推進します

【現状と課題】

介護サービスは、介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというだけではなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念としています。今後、全国的にも後期高齢者の割合がさらに高まり、介護サービスの需要が一層増加することが想定されます。こうした状況においても一人一人が適切なサービスを受けられることが重要であり、介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を希望される方は多く、安心して自宅で生活ができるようサービス体制を整えていく必要があります。

介護が必要となった方の重度化を防止しつつ、自宅で介護サービス等を安心して受けるためには、介護事業者への実地指導や地域ケア会議を活用したケアマネジャーへの支援などにより、介護事業者等の質の向上を進めていくことが不可欠です。また、令和3年度介護報酬改定において、介護事業者には事業継続計画（BCP）の策定が義務づけられました。台風や豪雨、地震などの自然災害や感染症が発生した状況下においてもサービス提供の継続が求められることから、日頃から災害や感染症の発生を想定し備えておくことが大切になります。

介護人材の確保の点では人材の不足が顕在化しています。区の調査では73.3%の事業所が、介護職員が不足していると回答しています。全国的に担い手となる現役世代の減少が見込まれており、介護人材を確保し定着させるための支援に一層取り組んでいく必要があります。あわせて、介護現場におけるICTの活用など介護現場の業務効率化を図っていくことも重要です。ICTの活用については、国の介護情報連携基盤整備の動向等を踏まえ、介護事業所等とともに効果的な活用を検討していく必要があります。

また、介護事業者への支援だけでなく、自宅で介護をしている家族等への支援も推進する必要があります。「介護離職ゼロ」を目指し、介護と仕事の両立を支援するためには、介護者の休息（レスパイト）や情報交換、悩みの共有などを図る場の提供が求められます。介護者同士の交流会の開催やショートステイサービスの提供など、介護と仕事の両立を希望する介護者の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援を推進していくとともに、より多くの介護者にサービス情報が届くよう広く周知していくことが重要です。

【施策の方向性】

(1) 介護サービスの質の向上

- 自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプラン点検を推進し、介護事業所への実地指導を強化することで、より一層の給付の適正化を図っていきます。
- 地域ケア会議（資質向上型・問題解決型）を通して、支援内容の改善やケアマネジャーをはじめとした専門職員の資質の向上を図っていきます。また、おとしより相談センターが地域のケアマネジャーの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々の能力が向上するよう支援していきます。
- 学識経験者をはじめ、医療関係団体の構成員などで構成される介護保険地域密着型サービス運営委員会を開催し、区内外の地域密着型サービスについて検討・報告を行い、適切な運営を図っていきます。
- 介護事業者が希望するテーマに沿った各種研修会の開催や事業者支援関連システム（ケア倶楽部）などを活用し、「介護保険サービス事業者連絡協議会」の活動を支援し、介護事業者の質の向上を図るとともに相互の連携を強化していきます。
- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症・災害発生時に介護事業者と連携を図るために、感染症・防災対策にかかる研修や訓練を実施していきます。
- 介護相談員が定期的に介護施設へ訪問し、利用者や家族からの話を聞き、施設職員とも話をするにより、利用者の不安を解消するとともに、介護施設のサービス向上を推進していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	介護給付の適正化	ケアプランの内容について利用者の自立支援の観点から過不足なくサービスが提供されているか介護給付適正化指導調整専門員による点検を行っています。また、介護事業者の不正請求を防ぐため「介護給付費通知」を送付するなど、給付の適正化を図っています。
②	介護事業所への実地指導の実施	良質な介護サービスを提供するために、介護事業所を訪問しながら実地指導を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、介護事業所の運営等に関して指導・助言等を行っています。また、東京都と連携し、介護事業所の指導監督体制の充実を図っています。
③	地域ケア会議の開催	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型、問題解決型および資質向上型の地域ケア会議を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及・啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。
④	介護保険地域密着型サービスの適切な運営	介護保険地域密着型サービスの質の確保、サービスの適正な運営および介護事業者の公正・公平な指定を図るため、学識経験者、医療関係団体の構成員、介護事業者代表、福祉関係団体の構成員、被保険者代表等で構成する介護保険地域密着型サービス運営委員会を設置しています。
⑤	ケアマネジャーの支援	おとしより相談センターが地域のケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々のスキルアップを図ります。また、地域ケアマネジメント力の向上のため、その中心的な役割を担う主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の連携を支援しています。
⑥	介護事業者の支援	「介護保険サービス事業者連絡協議会」の主体的な運営を支援し、介護事業者を対象に、専門的知識・技能の向上および関係者間の連携構築・強化を図るため、医療・介護連携等さまざまなテーマの研修会を開催しています。また、同協議会会員向けに区から迅速な情報を提供したり、国や都などから発信される最新情報等を共有するため事業者支援関連システム（ケア倶楽部）を提供しています。研修参加率の向上やケア倶楽部の利用促進方法などを検討し、区と介護事業者間のさらなる連携強化を図っていきます。
⑦	介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備【再掲】	介護事業者向けに備蓄等の災害対策および感染症対策にかかる研修を実施するとともに、区と介護保険サービス事業者連絡協議会との間で締結している「要介護高齢者の安否確認等に関する協定書」の実効性を高めるため、災害発生を想定した実践的な訓練を実施するなど、より一層の支援体制整備に取り組んでいきます。

	事業	内容
⑧	福祉サービス第三者評価 受審費用の助成	介護事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、介護事業者の受審を促進しています。
⑨	介護相談員派遣事業	介護相談員養成研修を修了した相談員が介護施設で利用者や家族の話を聞き、利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて疑問や不安の解消を図っています。

(2) 在宅生活を支えるサービスの充実

- 中重度の要介護高齢者および認知症高齢者の増加に対応していくため、「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」の周知を図り、利用を促進していきます。
- 重度者をはじめとした要介護高齢者の自宅での生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知を図り、利用を促進していきます。
- 入浴サービス、紙おむつの支給等の介護サービスの種類や量を補う区独自のサービスについては、サービス給付の現状分析やニーズに応じた見直しを行いながら、自宅での生活の継続を支援していきます。
- 自立支援・重度化防止を推進するため、介護保険で実施する生活期リハビリテーションサービスの提供体制を検討していきます。
- ショートステイを提供することで、要介護高齢者の心身機能の維持を図ります。
- 無理なく在宅介護を続けられるよう、緊急時に対応する緊急ショートステイなどによる切れ目のない支援を推進していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	「小規模多機能型居宅介護」の周知・利用促進	「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」については、区内3カ所の事業所（定員79人）の周知および利用促進を図っていきます。
②	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知・利用促進	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携して定期巡回および利用者からの連絡による随時の対応を提供する地域密着型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、周知および利用促進を図っていきます。
③	区独自の在宅サービスの提供	入浴サービス、生活援助サービス、理美容サービス、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護サービスの種類や量を補う区独自のサービスを提供しています。
④	リハビリテーション提供体制の検討	地域が目指すべきリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、介護事業所の数や利用率のデータなどを活用して地域の実態や課題の分析を進めていきます。
⑤	ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（8事業所76床）を提供しています。
⑥	緊急ショートステイサービスの提供【再掲】	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できる緊急ショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応しています。
⑦	【新】介護老人保健施設「リハポート明石」のサービス拡充	利用者の在宅復帰率向上や介護者の負担軽減を図るため、入所期間の延長および利用対象者の拡大を行います。

(3) 介護人材の確保・育成・定着支援

- 知識や経験の豊富な介護福祉士等の有資格者の確保や定着を図るため、介護事業者の雇用支援策を引き続き推進していきます。
- 区内介護事業所における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでをあっせんする介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職相談・面接会の開催などにより介護職員の確保・育成・定着につなげていきます。
- 介護人材の確保に向けた国による処遇改善や、国および都の復職・再就職の支援、働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備、介護ロボットの活用などを注視しつつ、人材不足への総合的な対策を推進していきます。
- 区内介護事業所に対して、ICT導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）の活用を促進するなど、介護現場の業務効率化を支援していきます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型サービスや住民主体のサービスについて、ニーズに応じられるよう、適切な基準やサービスのあり方を検討していきます。また、生活支援コーディネーターと連携し、生活支援体制の充実を図っていきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	介護職合同就職相談 ・面接会	ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護事業所の企業PRと就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催しています。
②	介護人材確保支援事業	介護職への就労希望者に対し、介護職初任者研修およびキャリアカウンセリングなどの就職対策研修を実施するとともに、区内介護事業所に対しても、就労希望者の受入れをサポートし、その上で、両者をマッチングさせることで、事業所が介護職への就労希望者を雇用できるよう支援しています。
③	介護事業所の雇用・育成支援	東京都が実施している介護人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組の周知啓発を行っています。また、外国人介護人材の受入れ環境整備および職場環境の改善などへの東京都の支援事業を事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で周知しています。
④	ICTの利用促進	区内介護事業所に対して、助成制度を活用しICT導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で情報を共有することで、ペーパーレス化を進めるなど、介護現場の業務効率化を図ります。
⑤	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における担い手の育成支援	区独自で緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従事者研修について、区ホームページや区施設でのチラシ配布など周知に積極的に取り組み、実施することで総合事業の担い手となりたい人の発掘・育成を支援します。
⑥	生活支援コーディネーターによる取組の充実 （住民参加による支え合いの体制づくり） 【再掲】	「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進しています。
⑦	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用 （住民参加による支え合いの体制づくり） 【再掲】	「生活支援コーディネーター」や関係機関等が定期的に情報共有および連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。また、転入等により新しい地域で暮らす高齢者が地域とつながるきっかけづくりなど協議体で出された課題の解決に向けて取り組んでいます。

(4) 家族介護者等への支援

- 特別養護老人ホームの人材や施設の設備、福祉用具等を活用した「介護者教室・交流会」の開催等により、家族介護者等への支援の充実を図ります。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護に対する備えや介護離職防止などに関する講座等の情報について、介護者支援を行う介護支援専門員や就労している介護者、区内企業等に積極的に発信していきます。
- 身近な相談機関であるおとしより相談センターに、家族等が介護の悩みや不安などを気軽に相談できるよう、周知および啓発を図ります。
- 高齢者本人や家族等が希望に沿った介護事業者を見つけられるよう、介護事業者情報検索システム（けあプロ・NAVI）等により、介護事業者情報を提供していきます。
- 地域のレスパイト拠点としての機能をもつショートステイを提供することで、介護をしている家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

	事業	内容
①	「介護者教室・交流会」の開催	介護する家族等を対象に、介護の知識・技術の習得を支援するとともに、介護者が抱える悩みの共有や情報交換の場を提供しています。開催形式については、オンライン配信も併用するなど、工夫していきます。
②	就労介護者等を対象とした支援	家族の介護をしている人を対象に、介護に対する備えや介護離職防止などに関する講座を開催することで、仕事と介護の両立を支援します。
③	介護事業者情報の提供	区ホームページから参照できる介護事業者情報検索システム（けあプロ・NAVI）を導入し、高齢者本人や家族等が、居住地域やサービスの種類など希望にあった介護事業者を検索できるよう支援しています。
④	おとしより介護応援手当	在宅で生活している寝たきりまたは認知症の高齢者に手当を支給することにより、在宅における日常生活を支援しています。
⑤	介護者慰労事業	寝たきりや認知症の高齢者を日常、在宅で介護している家族に、食事・マッサージ共通券や旅行券を支給しています。
⑥	ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供【再掲】	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（8事業所 76床）を提供しています。
⑦	緊急ショートステイサービスの提供【再掲】	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できる緊急ショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応しています。

目標6 住まい

安心して生活できる住まいの確保を支援します

【現状と課題】

区の調査では、要介護状態になった場合でも「自宅で暮らしたい」との希望が多数ある一方、高齢者向け住宅や特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホームへの入居や入所の希望も一定の割合を占めており、介護期の多様な住宅ニーズがみられる結果となっています。さらに、住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で本区が力を入れていくべきものとして、「特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の整備の促進」が約40%、「サービス付き高齢者向け住宅の整備の促進」が20～30%台と、介護が必要になった場合を含む高齢者向けの住まいの整備への要望が一定数を占めています。

これらのことから、現在の住まいに改修等を行いながら住環境を整えていくことができるサービスの充実を図るとともに、ライフステージやライフスタイルに合わせ、高齢者が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して住み続けられるような住まいを選択・確保できるようにすることが求められていると言えます。

住宅・住環境施策の方向性を示した「中央区住宅マスタープラン」でも、高齢者に対応した住宅の確保、住宅セーフティネット機能の充実などを施策の柱とし、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都心居住環境の整備を推進していくとしています。

これまでも、本区はシルバーピアなどの区立住宅、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅の整備促進を図ってきました。また、一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットである認知症高齢者グループホームや、在宅介護が困難になった高齢者のための特別養護老人ホーム、在宅介護を支えるために「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所やショートステイを整備してきたところです。

今後は人口動向や区民ニーズ、各施設の利用率を的確に見極めながら、再開発や区施設の改築の機会を捉えた住宅の確保や施設の整備を推進するなど、高齢者が安心して住み続けられるまちの実現に向け、総合的に住環境や生活環境の整備を推進していくことが重要です。

【施策の方向性】

(1) 施設サービスの充実

- サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の住まいの確保について、現在の利用状況、高齢者人口および需要の推移を踏まえて開発事業者等に働きかけを行い、ニーズに応じた供給誘導を促進していきます。
- 一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットである認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備については、民間事業者による整備を誘導していきます。
- 施設運営にあたっては、入所者が安心して利用できるよう、感染症対策等において適切な対応に努めていきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	シルバーピア等の供給	住まいに困窮している区民の生活と福祉の向上を目的として、区立・区営住宅、借上住宅の管理運営をしています。とりわけ、高齢者に対しては、その特性に配慮し自立した生活を支援するため、安全で利便性の高い構造や設備を備え、生活の援助と緊急時の対応を行う生活協力員を配置した住宅（シルバーピア）の管理運営をしています。
②	サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導	土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安心・安全に生活できるよう配慮したサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導しています。
③	認知症高齢者グループホーム等の供給誘導	認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービスについては、各施設の利用状況や入所申込状況を見極めながら、民間事業者の供給を誘導しています。
④	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進	東京都や住宅関連団体等と連携して、賃貸住宅の家主に対して、住宅確保要配慮者（高齢者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方）向け賃貸住宅登録制度の情報提供を行うとともに、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅へ入居ができるよう、情報登録閲覧制度により広く情報提供を行っています。

(2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援

- 家族構成や身体状況の変化に伴い、住まいの住み替えが必要となる場合などにおいて、自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、賃貸住宅の住み替えを支援していきます。
- 介護保険では提供されない住宅設備改善費の助成や専用機器の設置による居住支援により、在宅生活の継続を支える暮らしやすい居住環境の整備を支援していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	住み替え相談	自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、（公社）東京都宅地建物取引業協会の協力を得て、民間賃貸住宅への住み替えや公共住宅についての案内などを行っています。
②	高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進	身元引受人や連帯保証人が見つからない高齢者等のための「あんしん居住制度」および「家賃債務保証制度」の活用促進を図るため、制度を利用した場合の一部費用を助成しています。
③	住宅設備改善給付	在宅生活を支援するため、介護予防や自立支援の観点から、転倒予防や介護の軽減につながる住宅改修（手すりの取付やトイレの洋式化等）を必要とする場合の住宅設備改善費の給付を行っています。また、身体の状態に合った住宅設備改善を実施するため、専門家による相談や助言を行います。
④	緊急通報システムの設置	一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報機器を設置しています。急病などの緊急時にボタン一つで民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防による救助を受けることができるサービスを提供しています。
⑤	家具類転倒防止器具の設置【再掲】	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。
⑥	耐震補強等のための支援	耐震補強など、住宅の修繕をしようとする方が、必要な資金を調達することが困難な場合、融資が行われるよう取扱金融機関にあっせんしています。